

【資料 3】

あきたで暮らすための外国人向けガイドブック制作事業業務委託 企画提案競技審査要領

1 目的

この審査要領は、「あきたで暮らすための外国人向けガイドブック制作事業」業務の委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

2 審査方法

- (1) 委員は、【資料 4】「あきたで暮らすための外国人向けガイドブック制作事業 審査票」に基づき審査を実施し、評点を付す。
- (2) 審査は総合的に評価し、委員の協議により選出された第 1 位順位者を契約候補者とする。ただし、各委員の総合評価点数の平均が 60 点未満である場合には、選定しない。

3 審査員等

- (1) 審査員会は、次の者をもって構成する。
 - ア 国際課長
 - イ 国際課長が指名する 2 名
- (2) 審査委員会は、提出された企画提案書、見積書、その他の書類により審査を行う。
- (3) 審査委員会の委員長は、国際課長が務める。
- (4) 審査委員会は非公開とする。

4 評価項目及び評価観点

企画提案評価票のとおり。

(ア) 5 段階評価

評価点	評 価 基 準
5	記載された内容が特に良い。
4	記載された内容が良い。
3	記載された内容が普通である。
2	記載された内容がやや劣る。
1	記載された内容が劣る。

【資料 3】

(イ) 賃金水準の向上に関する取組の評価基準および配点

大区分	小区分	配点	最大
役員及び従業員の給与等 受給者一人当たりの平均 給与額又は役員を除く従業員給与等受給者一人 当たりの平均給与額の対 前年増加率※1	1.50%以上	2	最大 5
	2.00%以上	3	
	3.00%以上	5	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	

※1 所得税法第 226 条第 1 項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式又は参考様式）」により確認する。

(ウ) 女性の活躍推進に関する取組に評価基準および配点

一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100 人以下の企業	女活法※2	各	最大 0.5
		次世代法※2	0.25	
えるぼしチャレンジ企業認定※ 1			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法※ 2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法※ 2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法※ 2	ユースエール	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰※ 3		各 0.5	最大 1
	女性の活躍推進企業表彰※ 3			
	子ども・子育て支援知事表彰※ 3			
	男女共同参画社会づくり表彰			

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和 4 年 5 月から県が認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や 「女性の管理職比率」等の数値目標を 1 つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和 7 年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。

5 その他

この審査要領の定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が審査委員会に諮り、これを定める。